

# 収支差額金分配規程

	1989年8月16日	許 可
	1998年7月30日	變更許可
	2001年10月2日	届 出
一部変更	2003年8月20日	届 出
一部変更	2013年7月11日	届 出
一部変更	2016年3月8日	届 出
一部変更	2019年7月4日	届 出
一部変更	2024年1月17日	理事会承認

## 収支差額金分配規程

### (目的)

**第1条** この規程は、管理委託契約約款第24条第6項に基づき、同条第5項に定める収支差額金の分配方法を定めることを目的とする。

### (分配方法)

**第2条** 収支差額金は、当該収支差額金が生じた事業年度における著作物使用料分配規程第23条第2項第2号に定めるカラオケ社交場分配基金及びカラオケ歌唱室分配基金並びに同規程第30条第2項第1号に定めるNHK放送分配基金、第31条第2項第1号に定める民放地上波ラジオ放送分配基金及び第32条第2項第1号に定める民放地上波テレビ放送分配基金の額により按分し、翌年度の当該基金に合算して、受益者に分配する。

### (分配の時期)

**第3条** 前条の規定に基づき基金の額により按分した収支差額金は、それぞれ3等分し、9月、12月及び3月の各分配期に分配する。

### 附 則

この規程は、許可の日から施行する。

### 附 則

この規程は、許可の日から施行する。

### 附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2003年9月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この規程は、2013年8月1日から施行する。
- 2 2013年12月31日までの間は、第1条中「第16条」とあるのは、「第17条」とする。

### 附 則

この規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して6か月を経た日から施行し、2016年9月分配期から適用する。

**附 則**

この規程は、2020年1月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、2024年1月17日から施行する。